

令和8年度幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付認定)

幼児教育・保育の無償化のために必要となる「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きについてのご案内です。内容をよくご確認のうえ申請してください。

なお、預かり保育を利用しない方及び保育の必要性がない方については提出の必要はございませんのでご承知願います。

1. 幼児教育・保育の無償化の概要

- 幼稚園・認定こども園に係る利用者負担額（幼稚園授業料）については、**満3歳（3歳になった日）から5歳（小学校就学前）まで**の子どもを対象として、**全額無償**となります。
 - ※ 食材料費や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外。（これまでどおり保護者の負担）
 - ※ ただし、**世帯年収360万円未満相当の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子ども**については、副食（おかず、おやつ等）の費用が免除されます。
 - ※ 多子の判定方法は、国の基準により**小学校3年生以下の子どもから数える**こととなります。
- 預かり保育の利用料については、居住する市町村から**保育の必要性があると認定を受けた場合に**、幼稚園等の授業料（保育料）に加え、**月額上限11,300円までの範囲で無償**となります。
 - ※ **3歳（満3歳になった後の最初の4月以降）から5歳（小学校就学前）までの子どもが対象で、満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみ**が無償化の対象となります。（その場合の月額上限額は16,300円）
 - ※ 預かり保育の利用日数に応じて、月額上限額は変動（月額450円×利用日数）

2. 施設等利用給付認定（新2号または新3号認定）

(1) 子育てのための施設等利用給付認定について

新制度幼稚園・認定こども園を利用する際には、必ず「教育・保育給付」の1号認定を受け、支給認定証が交付されております。**教育標準時間のみを利用する場合は、本市が定める利用者負担額（幼稚園授業料）が無償となりますので、申請等の手続きは必要ありません。**

ただし、**預かり保育を利用する場合に、無償化の対象となるためには従来の1号認定とは別に、無償化の実施に伴い新たに制定された「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。**

この制度は、お子さんの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれており、預かり保育の無償化の対象となるためには**保育の必要性があることを要件とする「新2号認定」または「新3号認定」を受ける必要があります。**

給付認定区分	要件	保育の必要性
新1号認定	満3歳以上の子ども（新2号・新3号認定子どもを除く）	なし
新2号認定	<u>令和8年4月1日時点で3歳以上</u> の子ども	<u>あり</u>
新3号認定	<u>令和8年4月1日時点で3歳未満かつ、市町村民税非課税世帯に属する子ども</u>	<u>あり</u>

(2) 申請要件

幼稚園等の利用開始日時点において、お子さんと保護者が登米市に住んでいる方が申請できます。
(登米市に住民票があることを原則とします)。

(3) 保育の必要性の事由について

新2号認定または新3号認定を受けるには、上記(2)の要件に加えて**保育の必要性が要件となります**。保護者(父母等それぞれ)が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

1. **1か月に48時間以上就労していることを常態化としている場合**(自営業・夜間勤務・内職を含む)
※ 無収入で就労と認められない場合は対象となりません(例 ボランティア活動、自家消費のための農業など)。
2. **出産前2か月以内であるかまたは出産後3か月以内である場合**
※ 認定期間は、出産予定日の2か月前に該当する日から、出産日から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
3. **疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神や身体に障害を有している場合**
4. **同居の親族等を常時介護または看護している場合**
5. **震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合**
6. **求職活動中である場合**
※ 認定期間は認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日までとなります。
ただし、認定期間中に再度「求職活動状況申告書」を提出することで、認定期間を延長することができます。
7. **就学している場合**
8. **育児休業取得時にすでに保育を利用し、継続利用が必要である場合**
※ 認定期間は当該保護者の育児休業終了日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までとなります。
9. **虐待やDVのおそれがある場合**
10. **その他、上記に類するものとして市長が認める事由に該当する場合**

※ 給付認定期間が満了した場合や、上記の事由に該当しなくなった場合は、預かり保育の利用料が無償化の対象から外れます。引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、新たに上記の事由に該当し、新2号認定または新3号認定を受ける必要があります。

3. 給付認定の取り消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当する場合は施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

○ 登米市外に居住する場合

登米市内に居住していることが、登米市から給付認定を受けるための要件の1つです。そのため、登米市外に転居した場合は、転居先の市区町村へ別途給付認定の申請を行う必要があります。

○ 保育を必要とする認定に該当しなくなった場合

新2号・新3号認定の場合、「就労を理由に認定を受けたが退職した(月48時間以上就労しなくなった)」、「疾病を理由に認定を受けたが完治した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合は新2号・新3号認定が取り消され、預かり保育の利用料が無償化の対象外となります。(教育標準時間の利用者負担額は引き続き無償化の対象となります)

○ 給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に新2号・新3号認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要な場合は、認定期間満了までに保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書、求職活動状況申告書など）を提出してください。

4. 申請手続きについて

（1）提出先と提出書類

通園している（入園を予定している）幼稚園を通じて申請いただきます。認定申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に、通園している（入園を予定している）幼稚園へ令和7年10月31日（金）までに提出してください。

※ 保育の必要性の事由（2ページの（3）参照）に該当し、預かり保育を利用する場合のみ下記の申請が必要です。それ以外の場合は、無償化のための申請手続きは不要です。

《提出書類》

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（法第30条の4第2号・第3号）

※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。

② 保育を必要とすることを証明する書類（父母等それぞれ必要です）

1	☐ 就労（1か月に48時間以上就労している場合） ●就労（見込）証明書 ← お勤めの方（就職内定者・自営業・内職者を含む） ●自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証 等） ← 自営業の方
2	☐ 出産（妊娠中または出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合） ●母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
3	☐ 疾病・障害（病気にかかり、もしくは怪我をし、または精神もしくは身体に障害を有している場合） ●申立書 ●病気・入院・通院に係る領収書（直近2か月分）の写しもしくは診断書 ← 疾病の方 ●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しもしくは診断書 ← 障害の方
4	☐ 介護等（同居親族等を常時介護・看護をしている場合） ●申立書 ●要介護認定区分等が記載されている介護保険証の写し
5	☐ 災害（震災、風水害、火災その他の災害の復旧活動のため保育ができない場合） ●申立書 ●り災証明書もしくは被災証明書など、災害にあったことが確認できる書類の写し
6	☐ 求職活動（求職活動中である場合） ●求職活動状況申告書
7	☐ 就学（学生・職業訓練など、通学のため保育ができない場合） ●在学証明書 ●時間割など、就学時間が確認できる書類の写し
8	☐ 育児休業中（育児休業取得時にすでに保育を利用して、継続利用が必要な場合） ●就労証明書（育児休業期間が記載されているもの）
9	☐ その他 ●申立書 ●その他、状況を確認できる書類の写し

※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1組の提出で結構です。

※ 単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれ必要です。

※ 同居の祖父母等については、住民票上世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします。

《 注 意 事 項 確 認 票 》

「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（法第30条の4第2号・第3号）」は、申請書に記載の【申請にあたって同意していただく事項】及びこのページに記載している事項に同意の上で提出いただく必要がありますので、内容を十分ご確認ください。

- 1 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届（法第30条の4第2号・第3号）」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、兄弟姉妹が同時に申込む場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要となります（保育の必要性を証明する書類は1組で構いません）。
- 2 必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要書類が確認できない場合は、給付認定を行うことができません。
- 3 施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認のため、年に1回程度、保育を必要とすることを証明する書類の提出を求めさせていただきます。
- 4 就労証明書の内容について、勤務先に確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- 5 施設等利用給付認定の審査にあたり、申請者や同居家族の市民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- 6 新2号・新3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合は認定期間（預かり保育の利用料が無償化となる期間）が制限されます。認定期間満了後も継続して保育が必要な場合は、期間満了の1か月前頃までに保育を必要とすることが確認できる書類の提出が再度必要となります。保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となりますのでご注意ください。
また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も認定が取り消され、無償化の対象外となります。
- 7 新2号認定・新3号認定において、育児休業からの復職を理由に申込みされる場合は、施設利用開始後3か月後までに復職していただきます。復職後は、復職年月日が記載された就労証明書を提出してください。
また、申請時点で施設利用開始日の3か月後までに復職ができないことが分かっている場合は、申請できません。
- 8 申請内容に虚偽があった場合や事実と相違した場合、申請内容に変更が生じたが連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取消すことがあります。